

小田原市西部処理区の酒匂川流域下水道編入に伴う 酒匂川流域下水汚泥処理事業の廃止について

1 事業廃止について

- ・ 現在、小田原市単独公共下水道から発生する汚泥を、酒匂川流域下水道左岸処理場で集約処理する「酒匂川流域下水汚泥処理事業」を実施している。（平成 16 年度より供用開始）
- ・ しかし、平成 28 年度より酒匂川流域下水道事業に関する状況の変化から、平成 27 年度で同事業を廃止することとしたい。

2 事業廃止の理由

- ・ 酒匂川流域下水道では、人口動向などを踏まえて計画の見直しを行ったところ、処理場の能力に余裕が生じることが判明したため、平成 15 年度から関連する市町とともに、水処理の段階から広域化・集約化することについて検討を進めた。
- ・ その結果、箱根町の湯本地区や、松田町の寄地区について、酒匂川流域下水道の処理区域を広域化して処理するとともに、すでに汚泥の集約処理を行っている小田原市の公共下水道については、酒匂川流域下水道に編入して、水処理の段階から集約処理することとした。
- ・ 平成 17 年度には、県及び流域関連市町等で構成する「酒匂川流域下水道事業連絡協議会」において承認のうえ、流域編入について、下水道法に基づく事業認可変更を行った。
- ・ 現在、小田原市では、酒匂川流域下水道への編入に必要な工事等を実施しており、平成 28 年度から西部処理区の流域編入の供用を開始する予定となっている。
- ・ 流域編入により、小田原市寿町終末処理場に流入していた下水そのものを、酒匂川流域下水道左岸処理場に流入させることになるため、酒匂川流域下水汚泥処理事業を平成 27 年度で終了させることとしたい。

3 事業廃止に伴う負担金の精算方法

- ・ 現状、同事業に基づく小田原市からの負担金は、負担金額と決算額の差額を翌々年度の負担金から差し引くことで精算している。
- ・ しかし、事業廃止に伴い、負担金が無くなることから、剰余金の処理については維持管理負担金の小田原市分から精算を行うこととする。（平成 27 年度流域下水汚泥処理事業連絡会議にて県と小田原市で合意）
 - 平成 26 年度剰余金＝平成 28 年度維持管理負担金で精算
 - 平成 27 年度剰余金＝平成 29 年度維持管理負担金で精算

4 今後の予定

- ・ 平成 28 年 2 月～3 月
県議会第 1 回定例会及び小田原市議会平成 28 年 3 月定例会に規約の廃止に関する議案を提出
- ・ 平成 28 年 4 月～
流域編入
- ・ 平成 28 年 5 月
酒匂川流域下水道事業連絡協議会定例会にて、事業廃止に伴う規約・要綱等の整備について議案を提出

【参考】整備を要する規約・要綱等（予定）

- ・ 酒匂川流域下水道の維持管理に関する原則
- ・ 酒匂川流域下水道の維持管理に関する費用負担について
- ・ 下水汚泥処理に係る施設等の建設及び維持管理の事務に関する規約
- ・ 酒匂川流域下水汚泥処理事業連絡会議に関する規約
- ・ 酒匂川流域下水汚泥処理事業に関する負担の原則
- ・ 酒匂川流域下水汚泥処理事業維持管理負担金の取扱要領